

生活支援体制整備事業における生活支援コーディネーターの配置について

(1) 住民自治リフレッシュプロジェクトワーキンググループでの検討について

地域福祉ワーカー・生活支援コーディネーター業務については、以下の基本的な考え方等に基づき、令和6年5月から住民自治リフレッシュプロジェクトワーキンググループ(計4回)を開催して検討を行った。

○ ワーキンググループの基本的な考え方

〈住民自治リフレッシュプロジェクトの基本方針〉

- ・住民と行政との適切な役割分担を明確にします。
- ・住民自治活動の量と質の見直しにつなげます。
- ・見直しについては、住民の皆さんと一緒に実施します。

○ ワーキンググループのミッション

「住民と市との協働の見直しについて具体的な方向性」を示す。

○ 地域福祉ワーカー・生活支援コーディネーター業務の現状

- ・専門性の高い福祉業務が負担
- ・住民にしかできない、住民の方が上手くできる地域福祉と乖離

○ ワーキンググループの視点

- ・地域福祉ワーカー・生活支援コーディネーターの雇用は市・市社協等が行うことも視野に入れ、責任をもって地域福祉を推進する。
- ・住民は、地域福祉の推進に生活者としての立場から参加・協力し、無理のない範囲で実践する。
- ・地域福祉ワーカーが住民自治協議会業務の手伝いなどを行っている場合に考慮する。

(2) 地域福祉ワーカー・生活支援コーディネーター業務についての方向性(案)

1 地域福祉ワーカーが兼務する生活支援コーディネーター業務(※)は、兼務を解き、行政で担うことが適当である。

※生活支援コーディネーターは、介護予防活動等に必要な資源開発やネットワーク構築等を担う専門性の高い役割

2 生活支援コーディネーター業務は、国が推進するスキームを踏まえ、地域包括支援センターへ市が委託する。

3 地域福祉ワーカーの雇用は、引き続き、住民自治協議会が行う。住民自治協議会が行う地域福祉事業に対する市の財政支援は、現状と同等に継続すべきである。

4 地域福祉ワーカーは、現在の地域福祉の役割を引き続き担い、生活支援コーディネーターと連携して地域福祉を推進する。

■ 参考(住民自治リフレッシュプロジェクト 地域福祉ワーカー・生活支援コーディネーター業務ワーキンググループ)

長野市地域包括支援センター運営協議会	
R8.2.13	資料3

第三地区住民自治協議会事務局長、古牧地区住民自治協議会会長、浅川地区住民自治協議会事務局長、若槻地区住民自治協議会事務局長、松代地区住民自治協議会事務局長、大岡地区住民自治協議会事務局長、中条地区住民自治協議会事務局長、長野市保健福祉部福祉政策課長、長野市保健福祉部地域包括ケア推進課長、長野市社会福祉協議会地域福祉課長、長野市地域・市民生活部地域活動支援課長、長野市地域・市民生活部地域活動支援課専門員、長野市地域・市民生活部若穂支所長、長野市地域・市民生活部更北支所長
 (事務局:長野市地域・市民生活部地域活動支援課)